

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1中8の項を9の項とし、5の項から7の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 知事	ウイルス性肝炎の患者に対する治療のための医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第3中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

個人番号を必要な限度で利用することができる事務に、ウイルス性肝炎の患者に対する治療のための医療費の助成に関する事務を加える等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。